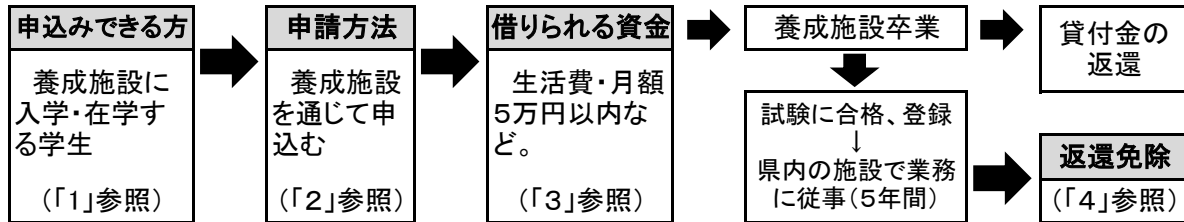


介護福祉士、社会福祉士

修学資金貸付のご案内

— 資格を取得して、和歌山県内の施設で5年間従事すると、貸付金の返還は免除です。—



介護福祉士養成施設または社会福祉士養成施設に修学するための資金を貸し付ける制度です。養成施設を卒業後、介護福祉士または社会福祉士として、和歌山県内の社会福祉施設などで介護等の業務(以下「対象業務」という。)に、引き続き5年従事した場合、返還が免除されます。

1 貸付けの対象となる方

養成施設に入学し、卒業後、介護福祉士または社会福祉士として和歌山県内の社会福祉施設などで対象業務に従事する意思がある方

2 借入申込手続き

入学する養成施設を通じて申し込んでください。(養成施設の長の推薦が必要です。)

◆ 県内の養成施設

<介護福祉士養成施設>

和歌山YMCA国際福祉専門学校(和歌山市)

和歌山社会福祉専門学校(広川町、橋本市)

<社会福祉士養成施設>

和歌山社会福祉専門学校(広川町、橋本市) 通信課程(1年6カ月)

※ 県外の養成施設に入学する方も、お申込みいただけます(和歌山県内に住民登録をしている方、または前年度まで和歌山県に住民登録をしていて養成施設への修学のため転居した方のいずれかに限る)。

※ 「社会福祉士修学資金」の貸付対象は、社会福祉士及び介護福祉士法第7条第2号(福祉系大学で基礎科目を履修して卒業後、短期養成施設に入学)または第3号(大学を卒業後、一般養成施設に入学)に該当する場合のみです(福祉系大学は該当しません)。

<募集内容>

募集期間	募集人数	対象
平成31年1月4日～3月29日	30名程度	平成31年度入学生

※ 「募集期間」は、養成施設を通じて県社協に書類を提出する期間であり、締切(必着)です。養成施設には、別途養成施設が定める期日までに提出してください。

※ 貸付審査等がありますので、すべての方に貸付けを行えるわけではありません。

3 貸付限度額

- ① 月額 50,000円 以内 (修学期間中)
- ② 入学準備金 200,000円 以内 (初回のみ)
- ③ 就職準備金 200,000円 以内 (最終回のみ) ※ 働きながら修学する方は対象外です。
- ④ 国家試験受験対策費用 40,000円 以内 (一年度あたり) ※ 社会福祉士養成施設在学者は対象外です。
- ⑤ 生活費加算 ※ 生活保護世帯またはこれに準ずる世帯(別途要件があります。)に属する方は、別途定める加算額の借入れを申込むことができます。生活保護世帯の場合は、福祉事務所の担当ケースワーカーにも予めご相談ください。

4 返還免除

(1) 次のすべての要件を満たすと、返還は免除されます。

① 養成施設卒業の日から1年以内に介護福祉士または社会福祉士として登録

※ ただし、社会福祉士国家試験に合格できなかった場合等は「養成施設の卒業年度の翌々年度の国家試験に合格した日から1年以内」が期限となります。

② 和歌山県内の社会福祉施設などに就職

③ 介護または相談援助の業務に5年間従事

※ 対象業務は、昭和63年2月12日付け社第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種もしくは別添2に定める職種または当該施設の長の業務です。

※ 従事期間は、介護福祉士または社会福祉士の登録日と対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月から算定します。

※ 「5年」は、在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務従事期間が900日以上とします。

※ 養成施設を退学した場合や、卒業後、対象業務に従事しない場合や従事期間が5年に満たないで退職する場合などは返還免除になりません。

※ 従事期間が5年に満たない場合でも、返還の一部が免除される場合があります。

(2) 上記4の(1)の要件に該当しない場合は、貸付金を返還していただきます。

◆ 貸付金の返還

次のいずれかに該当する場合は、貸付金を返還していただきます。

① 貸付契約が解除されたとき

② 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士または社会福祉士登録簿に登録せず、または和歌山県内において介護福祉士または社会福祉士として対象業務に従事しなかったとき

③ 和歌山県内において介護福祉士または社会福祉士として対象業務に従事する意思がなくなったとき

④ 対象業務以外の事由により死亡し、または心身の故障により和歌山県内において対象業務に従事できなくなったとき

5 その他、条件等

貸付利子は、無利子です。 ※ ただし、返還計画より遅れると延滞利子(年5%)がかかります。

貸付期間は、養成施設に在学する期間(正規の修学期間)です。

借入申込みにあたり、連帯保証人が必要です(要件等は次のとおり)。

- ・ 借入申込者の養成施設への修学、卒業後の就職及び就労継続を支援する熱意を有すること。
- ・ 個人が連帯保証人となる場合、日本国籍を有する者または永住者であること、かつ独立の生計を営み、返還債務を負担することができる資力を有すること。
- ・ 借入申込者が未成年者の場合は、連帯保証人は法定代理人(親権者または未成年後見人)であること。
- ・ 要件を満たさないと本会が判断した場合、別途、連帯保証人を求める場合があります。

6 借入申込みに必要な書類

以下の書類を、封筒に入れて、在学する養成施設に提出してください。

申込者	1	借入申込書(様式1-1)	※法人が連帯保証人となる場合、様式1-1-②
	2	同意書(様式2)	
	3	住民票(世帯全員、記載事項省略なし。個人番号不要)※1	
	4	所得証明書(借入申込者が属する世帯の生計中心者のもの)	
	5	(他の奨学金等の借入れがある場合)	
		・ 他の奨学金等の借入れ状況(借入期間、金額)が確認できる書類 ・ 修学費用の内訳が確認できる書類	
	6	(中高年離職者の場合)	
一 れ い つ か ず		雇用保険被保険者離職証明書 離職先の会社等による離職証明書等	
7	(生活費加算の貸付けを申請する場合)		
	一 る 該 も 当 つ の す	生活保護受給証明書 市町村民税の非課税、減免、国民年金掛金の減免、国民健康保険料の減免等、事実を証明する書類	
連帯保証人	(個人が連帯保証人となる場合)		(法人が連帯保証人となる場合)
	8	同意書(様式2)	同意書(様式2-②)
	9	住民票(世帯全員、記載事項省略なし。個人番号不要)※1	登記事項証明書
	10	所得証明書	直近2か年の決算書(貸借対照表、収支決算書)の写し

※1 外国籍の方は、在留資格、期間及び満了日が記載された住民票を提出してください。

※2 これら以外にも、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

◆ 問合せ先

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会 総務・資金部 生活資金班 TEL 073-435-5223
〒640-8545 和歌山市手平二丁目1-2 和歌山ビッグ愛7階